

令和3年度 就学援助制度について

1月終わりごろから2月始めごろに学校からお配りした「令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」（以下「お知らせ」とします。）の内容に変更があります。

就学援助制度とは…

経済的な理由でお子さまを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に学校教材費や給食費などを援助する制度です。



1 令和3年度の所得基準額が決まりました。（「お知らせ」4ページ）

- 「お知らせ」の【所得基準額】から、**世帯の人数が“2人”の場合のみ変更**となります。
(借家等219万円→224万円、持家155万円→159万円)

【令和3年度 所得基準額】

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	224万円	263万円	322万円	358万円	398万円
	持家	159万円	199万円	257万円	293万円	333万円

※所得基準額は、令和2年4月の生活保護基準を基にしています。

2 所得審査（⑫理由での申請）に経過措置をもうけます。

- 令和元年度から令和2年度にかけて所得基準額が下がったことに伴って、経過措置をもうけます。
- 令和2年3月末時点から引き続いて令和3年3月末まで就学援助を受けていた児童生徒については、令和3年度の所得基準額を上回る場合、令和元年度の所得基準額を用いて審査します。
- 経過措置を行う場合の所得も「お知らせ」4ページ記載のとおり、給与所得者および公的年金所得者は所得控除後の金額から最大10万円を控除した金額、自営業の方は年間収入額から必要経費を引いた金額で審査します。

【参考：経過措置の際に使用する所得基準額（令和元年度の所得基準額）】

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	218万円	267万円	325万円	362万円	404万円
	持家	153万円	203万円	260万円	298万円	339万円

3 申請に押印は不要となりました。

- 就学援助をお申込みいただく際の押印は不要となりました。
- 「お知らせ」「就学援助申請書兼世帯状況票」には「自署以外は押印」の記載がありますが、押印していただく必要はありません。ただし、記名はもれなくお願ひいたします。

学年の最初から制度を利用いただくための申請期限は**6月30日（水）**です
(税情報を利用する場合の申請期限は5月14日（金）です)

[就学援助ホームページ]



[申請書類提出先]

お子さまの通われる学校

[制度についてのお問合せ先]

教育委員会事務局 校園運営支援センター 事務管理担当

就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653

